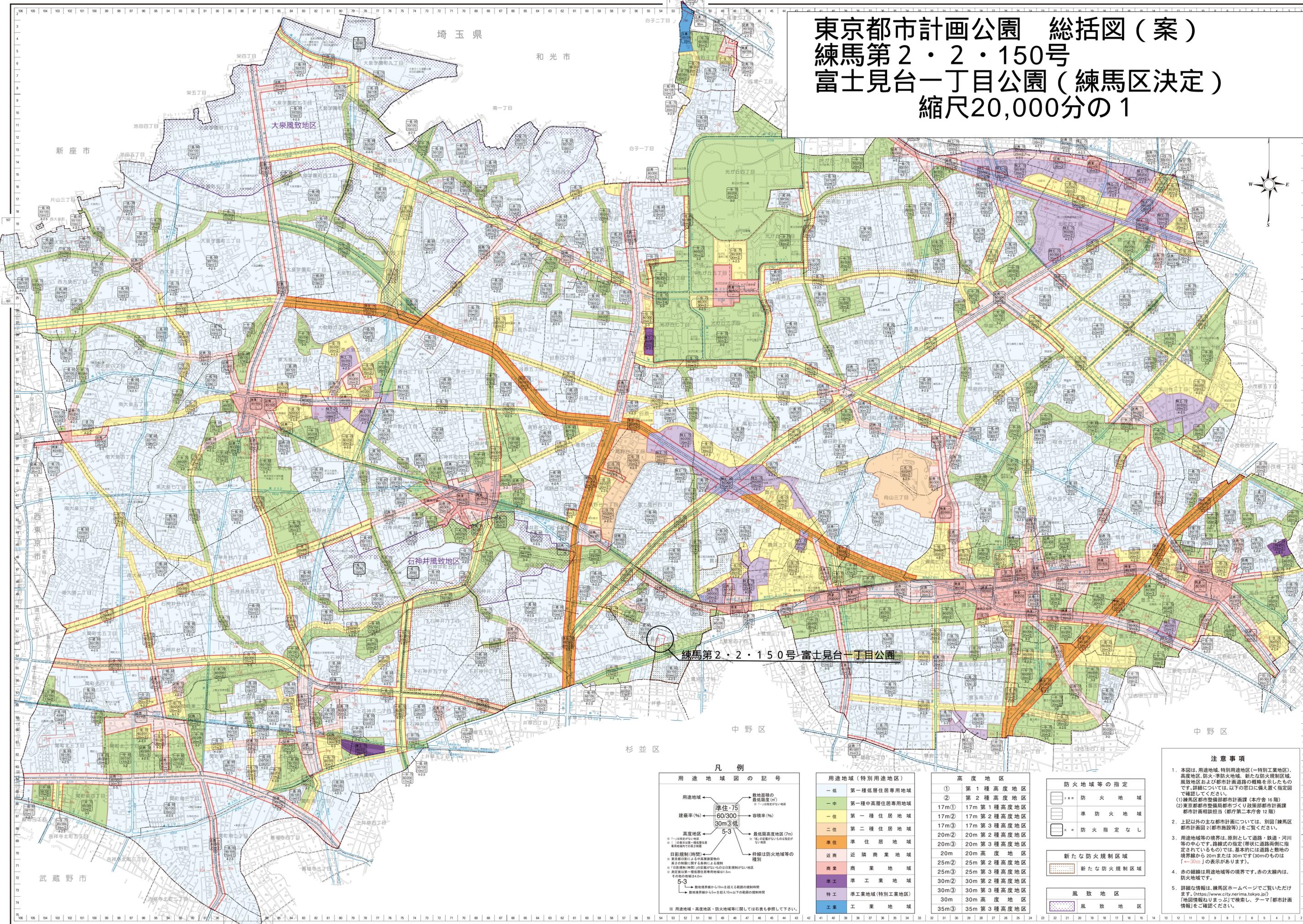


東京都市計画公園 総括図(案)

練馬第2・2・150号

富士見台一丁目公園(練馬区決定)

縮尺20,000分の1



練馬第2・2・150号富士見台一丁目公園

凡例

用途地域図の記号

用途地域: 準住: 75, 60/300, 30m³低, 5-3

建築率(%): 50, 容積率(%): 5-3

高度地区: 最低高度地区(7m)

日影規制(時間): 敷地面積から10mを超える範囲の制限時間

※用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域(特別用途地区)	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	準工業地域(特別工業地区)	工業地域
一低	一低	一高	一住	二住	準住	近商	商業	準工	特工	工業

高度地区	第一種高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区	第四種高度地区	第五種高度地区	第六種高度地区	第七種高度地区	第八種高度地区	第九種高度地区	第十種高度地区
①	17m①	17m②	17m③	20m①	20m②	20m③	25m①	25m②	30m①	30m②

防火地域等の指定	防火地域	準防火地域	防火指定なし
■	■	■	■

新たな防火規制区域	新たな防火規制区域
■	■

風致地区	風致地区
■	■

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご来庁・指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです(30mのものは「-30m」の表示があります)。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。
「地図情報おまかせ」(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)「地図情報おまかせ」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。